

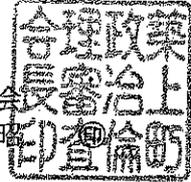
調 査 結 果 回 答 書

令和5年 9月 14日

築上町長 新川 久三 様

(回答者)

築上町政治倫理審査会
会 長 小野 憲昭



令和5年6月22日付け5築総第062202号で調査依頼のあった件についての調査結果を、築上町政治倫理条例第10条第3項の規定により回答します。

1 請求内容

(1) 調査対象者の氏名
築上教育長 久保 ひろみ

(2) 調査請求書の提出日
令和5年6月20日

(3) 調査請求者の氏名
[REDACTED]

(4) 調査請求の趣旨
築上町政治倫理条例第10条第1項第2号の規定による調査請求書の提出

(5) 調査請求の対象となる事由の該当条項
築上町政治倫理条例第3条第1項第1号及び第3号について

(6) 調査請求の対象となる事由の具体的内容 (※調査請求書記載のとおり)

築上町教育長 久保ひろみ様は、築上町長 新川久三様から令和4年9月30日開催築上町総合教育会議において、同月3日に株式会社隈研吾建築都市設計事務所の建築家である隈研吾氏に来町してもらったことを告げられ、「私どもも隈研吾さんにあやかりたい」、「すごいネームバリューの図書館ができる」などと絶賛されたことを承知し、築上町教育長 久保ひろみ様ご自身も隈研吾氏の建築物を絶賛したうえで、築上町図書館整備設計事業者選定公募型プロポーザル審査委員長に就任し、審査を行った。

結果、株式会社隈研吾建築都市設計事務所が最優秀者となった。

以上のことは、築上町教育長 久保ひろみ様のプロポーザル審査の公平公正性に対し疑義を抱かせる。

2 調査結果

(1) 調査の経過

項目	開催日	審査内容等
第2回	令和5年6月21日	・事務局より調査請求書の提出について報告
第3回	令和5年7月6日	・調査請求の適否について ・調査請求書の内容確認 ・収集すべき資料の確認
第4回	令和5年7月25日	・提出された資料の内容確認 ・新たに収集すべき資料の確認 ・調査請求者及び調査対象者への意見聴取について
第5回	令和5年8月16日	・調査請求者への意見聴取 ・調査対象者への意見聴取（教育長） ・提出された資料の内容確認 ・新たに収集すべき資料の確認
第6回	令和5年8月17日	・調査対象者への意見聴取（町長） ・提出された資料の内容確認 ・新たに収集すべき資料の確認
第7回	令和5年8月26日	・提出された資料の内容確認 ・調査結果回答書の内容について協議
第8回	令和5年9月12日	・調査結果回答書の内容について確認

※令和5年度 第1回 築上町政治倫理審査会は調査請求書提出日以前の令和5年5月16日に開催し、条例改正（案）についての協議を行った。

(2) 審査会の意見

① 築上町政治倫理条例第3条第1項第1号及び第3号について

築上町政治倫理条例第3条第1項第1号及び第3号は、

「町長等、議員及びその他の特別職は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(3) 町（町が設立した公社、町が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社、有限会社を含む。第10条第1項第3号、第16条第1項において同じ。）が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者を推薦し、又は紹介する等有利な取り計らいをしないこと。」である。

今回の案件について、指摘のあった疑義を調査するために、調査請求書に添付された資料をはじめ、築上町図書館整備設計事業者選定プロポーザル審査に関する資料、その他関係資料を確認するとともに、調査対象者への意見聴取を行った。

調査の結果、疑義の内容として調査請求書が指摘する教育長の言動は、築上町政治倫理条例に違反していることには当たらないと判断する。

まず、総合教育会議における教育長の発言内容は、町長の発言の影響を受けたというよりも、直前の9月26日～27日に実施された、隈氏の設計に係る高知県梶原町の図書館等の視察において抱いた個人的な感想によるところが大きいように思われる。意見聴取においても、同町の図書館は、視察前既に興味関心を抱いていた図書館であったし、視察の結果も個人的には高評価で、その規模、運営についても参考になる図書館であったとの発言があった。

つぎに、プロポーザル審査にあたる審査員の選任については、築上町本庁舎に係る審査においては、外部者5名の選考委員によって選考委員会が構成されていたのに対して、本件、築上町図書館整備設計事業者選定公募型プロポーザル審査については、教育長自身、加えて築上町アドバイザーが審査に加わり、外部委員3名、内部委員2名の構成になっている。しかも隈氏を絶賛していた教育長が加わり、審査の結果隈氏が最優秀者として選ばれたことが、公募型プロポーザル審査の公平性を害することになっているのではないかとの指摘は、理解できないことはない。前回となぜ異なる構成にしたのか。その説明が求められるところではあろう。

ただ、一般論としていえば、町の図書館は、教育文化の中核的な存在であり、人づくり、まちづくりの拠点となるべき存在でもあることから、その建築計画を一層意味のあるものにするために、まちの教育全般に通じその責任者でもある教育長、まちづくりのみならず、建築に関しても専門的な知見を有するアドバイザーが、選考委員に選出されるということはあるべきことではなかろう。町長の意見聴取においても、2名の選任理由について同旨の発言が町長からあったと理解する。

教育長やアドバイザーが選任されたことによって直ちにプロポーザル審査の公平性が害されたといえるか、またはそのおそれがあるかということ、漠然かつ抽象的にはそのおそれがあるとも言えるとしても、それをもって直ちに、条例に違反するとの判断に結び付けることには大いに抵抗感がある。公平性を害する結果が実際に発生した場合は明らかに違法不当であり条例に違反するといえるが、そのおそれがあるということについては、公平性を損なう結果が発生する可能性を示す具体的な事実による明確な反証が得られない限り、両者の委員選任は、合理的理由がある限り、政策判断の一つとしてなおありうるのではないかと思われる。その当否、すなわち政策判断当否の問題は、当審査会における本件調査・審査に馴染むものではなかろう。

プロポーザル審査については、公平性を保つよう配慮したうえで実施されているようであり、隈氏に対して、特に、有利な取り計らいがあったという事実は認められないようである。

そのため、疑義の内容は本条項に違反していることには当たらないと判断する。

なお、築上町政治倫理条例第10条に規定される調査請求権に含まれないため、調査請求書内に記載のあった入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の構成を害すべき行為の処罰に関する法律第8条への該当の疑いについての審議は行っていない。

②総括

前述のとおり、今回の案件については、築上町政治倫理条例に違反していることには当たらないと判断したが、令和4年9月30日開催築上町総合教育会議における築上町長及び教育長の発言内容、発言の中に登場する事業者が、教育長が自ら選考委員長を務めた後日のプロポーザル審査において、最優秀者となったことが町民に疑義を抱かせた結果、今回の調査請求書の提出に至っている。

意見聴取及び各種資料の確認により、当該発言内容及び教育長が自ら選考委員長として審査にあたったことは、築上町図書館整備設計事業者選定プロポーザル審査に影響を与えていないと判断したが、特にその発言に着目すると後日のプロポーザル審査結果に影響を与えているという疑義を生じさせかねない発言であり、公正に行われるべき公募型プロポーザル審査制度への信頼のみならず町政への町民の信頼を失わせかねない発言であると言えないこともない。

別途、築上町長には、自身の発言に十分留意いただきたい旨お伝えしたところであるが、築上町教育長におかれても、高い倫理意識をもって、築上町政治倫理条例の規定を遵守いただき、今後町民に築上町政治倫理条例違反の疑義を抱かせるような言動のないよう、十分注意しながら職務に取り組んでいただきたい。